

新旧対照条文 目次

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）…………… 1

○行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（第二条関係）…………… 2

国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就業促進手当等に相当する退職手当）</p> <p>第十三条 法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当、同項第五号に掲げる移転費及び同項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第五十六条の三第一項に規定する就業促進手当、同法第五十八条第一項に規定する移転費及び同法第五十九条第一項に規定する広域求職活動費に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの給付の支給の条件に従い支給する。</p> <p>（法第十条第十三項に規定する政令で定める日数）</p> <p>第十四条 法第十条第十三項に規定する政令で定める日数は、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p>	<p>（就業促進手当等に相当する退職手当）</p> <p>第十三条 法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当、同項第五号に掲げる移転費及び同項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第五十六条の二第一項に規定する就業促進手当、同法第五十八条第一項に規定する移転費及び同法第五十九条第一項に規定する広域求職活動費に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの給付の支給の条件に従い支給する。</p> <p>（法第十条第十三項に規定する政令で定める日数）</p> <p>第十四条 法第十条第十三項に規定する政令で定める日数は、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p>

○行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十条の四第一項、第十三条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十二條第二項、第二十五条第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第三項、第二十六条第二項、第二十七条第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（同法第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項（同法第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七條の三第一項、第三十八條第一項第二号、第三十九條第一項、第五十二条第二項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六條の三第一項（同項の厚生労働省令で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る。）、第六十一条の四第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）並びに第六十一条の六第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等</p> <p>十二〇十五（略）</p>	<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）<u>第六條第一号の二</u>、第十条の四第一項、第十三條第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十二條第二項、第二十五条第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第三項、第二十六条第二項、第二十七條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第二項、第二十九條第二項、第三十二條第三項（同法第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項（同法第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七條の三第一項、第三十九條第一項、第五十二條第二項（同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。）、<u>第五十六條の二第一項</u>（同項の厚生労働省令で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る。）、第六十一条の四第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）並びに第六十一条の六第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等</p> <p>十二〇十五（略）</p>

2

(略)

2

(略)